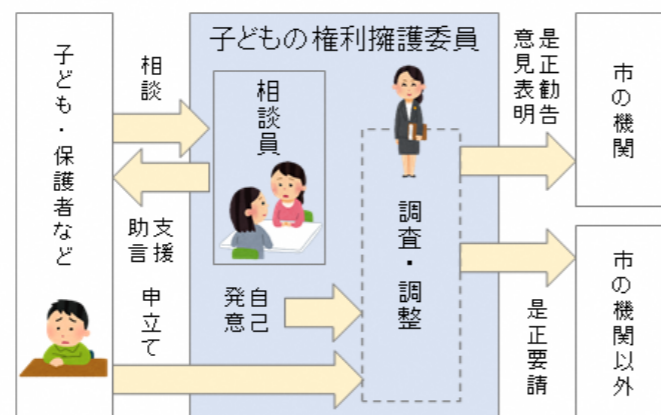


○ 相談・支援の流れ

- 相談は、窓口、電話、SNS（LINE など）などできるようにします。相談員がていねいに話を聴き、相談者に助言をしたり、希望により相手とお話ししたりします。
- 相談で解決しない場合には、希望により、擁護委員が調査・調整を行い、必要に応じて是正勧告や意見表明、是正要請を行います。



第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進

- 市として、子どもの権利を保障するためには、現状を分析して、課題を解決するための施策を計画に定め、目標を立て、きちんと保障できているのか検証し、改善を図っていく必要があります。
- 子どもの権利の保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、『北本市子どもの権利に関する行動計画』を策定します。策定に当たっては、子どもをはじめとした市民や、子どもの権利委員会の意見を聴くこととしています。『子どもの権利委員会』
 - ・学識を有する者及び子どもを含む市民10人で構成します。
 - ・行動計画に関すること、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況に関することなどを調査、審議し、市長に報告、提言します。

子どもの権利についてのよくある質問

Q. 子どもの権利を認めたら、子どもが「わがまま」になってしまいませんか？

A. まず、権利は当然に認められなければならないものです。しかし、自分の権利だけを主張すればわがままになってしまいます。この条例では「自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければならない。」と定めています。子どもも大人も、お互いの権利を尊重し合える社会をめざしています。

Q. 子どもは権利を主張する前に、義務を果たす必要があるのではないですか？

A. 権利は、義務を果たすことで認められるものではありません。日本国憲法や子どもの権利条約によって、はじめから権利は認められています。子どもでも、法律などの決まりごとを守る必要はありますが、誰にでも権利は認められています。

Q. 大人がしっかりと指導し、しつけることが、子どもの将来のためになるのでは？

A. 子どもの成長にとって、指導やしつけはとても大切です。しかし、その際にも子どもの権利が守られる必要があります。子どもの声や思いを受け止め、子どもにとって最も良いことを考慮して、指導したり、しつけをしたりする必要があります。

作成 北本市議会 子どもの権利に関する特別委員会
問合せ 北本市議会事務局 電話 048-594-5560

北本市議会子どもの権利に関する特別委員会

北本市子どもの権利条例(仮称)原案の説明

子どもの権利条例が必要な理由

北本市では平成23年に「めざせ日本一、子育て応援都市」を宣言し、0歳児おむつ無料化事業や高校生までの子ども医療費無料化など、子育て支援の充実に努めてきました。しかし、日本では、児童虐待、いじめ、不登校等の件数が増加傾向にあるなど、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、北本市の子どもも例外ではありません。子どもの権利が侵害されている状態です。子どもたち自身はもちろん、広く市民に子どもの権利について知ってもらうとともに、権利が侵害された場合にすぐに相談ができ、救済する体制を構築する必要があることから、北本市議会では『子どもの権利条例(仮称)』を制定したいと考えています。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)とは

「子どもの権利条約(正式名称:児童の権利に関する条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。(出典:日本ユニセフホームページ)

子どもの権利条約『4つの一般原則』

- 生命、生存及び発達に対する権利:すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益:子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重:子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止:すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

北本市子どもの権利条例(仮称)の制定で目指すもの

条例(原案)では、第1条に条例の目的を次のように定めています。

「この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もってすべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的とする」。

子どもの権利を保障するためには、子どもの権利とは何なのかを知ってもらうために、その内容を明らかにしなければなりません。その上で、子どもの権利を守る仕組みが必要です。子どもの権利を明らかにし、守る仕組みを作ることで、子どもの権利を保障します。これがこの条例の第一の目的です。子どもの権利が広く知られ、保障されることによって、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会が実現されることが、究極の目的となります。

北本市子どもの権利条例（仮称）原案の概要

第1章 総則

- 定義 …子ども、保護者、子ども関係施設、事業者、市民、虐待、体罰、いじめについて定義します。子どもは「18歳未満の者又はこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者」とします。
- 基本理念 …次の(1)～(4)を基本理念として規定します。
 - (1) 子どもの最善の利益が最優先に考慮されること。
 - (2) 自己に影響を及ぼす全ての事項について意見を表明でき、その意見が子どもの年齢や発達に応じた十分に考慮されること。
 - (3) 子どもは権利の主体でその権利を自ら行使でき、行使にあたり必要な支援を受けられること。
 - (4) 生まれ育った環境や家族の状況、障がいの有無等に関わらず、成長する環境が整えられること。
 - (5) 子どもの自尊感情が育まれるように配慮されること。
- 責務 …市、保護者、子ども関係施設、市民は、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 子どもの権利の日 …11月20日を子どもの権利とします。（国連世界子どもの日）

第2章 子どもにとって大切な権利

子どもの権利を4つの分類に分けて示しました。子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他者の権利も尊重するように努めてください。また、お互いの権利を尊重し合えるよう、必要な支援を受けることができます。

安心して生きる権利

- ・命が尊重され、守られる
- ・愛情と理解をもって育まれる
- ・虐待、体罰、いじめその他のあらゆる形の暴力及び過度なストレスを受けず、放置されない
- ・健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられる
- ・平和と安全な環境の下で生活ができる
- ・あらゆる差別や不当な不利益を受けない
- ・困っていることや不安に思っていることを相談できる

自分らしく育つ権利

- ・年齢や理解度に応じて学ぶ
- ・遊んだり、休んだりする
- ・芸術、文化、運動及び自然に親しむ
- ・地域や社会の活動に参加する
- ・個性が認められ、人格が尊重される
- ・自分に関係することについて、適切な助言や指導を受け、自分で決められる
- ・安心して過ごすことができる居場所が確保される
- ・地球環境の問題を学び、豊かな自然環境や生活環境を保つための活動に参加する

守られる権利

- ・あらゆる権利の侵害から逃れられる
- ・あらゆる搾取から守られる
- ・自分の意思や考えが尊重される
- ・子どもであることを理由に不当な扱いを受けない
- ・自分に関する情報が不当に収集され、利用されない
- ・誇りを傷つけられない

参加する権利

- ・自分の意見や考えを表明することができ、その年齢や発達に応じて意見が尊重される
- ・意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられる
- ・仲間をつくり、集まる

これらの権利は「特に大切な権利」として示したもので、他にも子どもの権利はたくさんあります。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

- 家庭における権利の保障
 - ・保護者は、子どもの養育・発達に関する第一義的な責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考慮し年齢・成長に応じた適切な指導・助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めてください。
 - ・子どもの言葉、表情、しぐさなどから子どもの思いを受け止め、尊重してください。
 - ・保護者や子どもの同居人は、子どもに虐待、体罰をしたり、過度なストレスを与えてはいけません。
 - ・保護者は子どもの養育に当たって、市から必要な支援を受けることができます。

- 子ども関係施設における権利の保障（学校、保育所、認定こども園、幼稚園、学童保育室、放課後デイサービス、学習塾など）
 - ・子ども関係施設は、子どもが安心して自分らしく学び、活動し、育つことができるよう、環境の整備に努めてください。子どもの最善の利益を考慮し、年齢や成長に応じた適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めてください。
 - ・子どもに対して、虐待や体罰をしたり、過度なストレスを与えたりしてはいけません。また、施設におけるいじめの防止に努めてください。
 - ・施設管理者が子どもの権利を保障する活動に対して、市は必要な支援に努めます。
- 地域における権利の保障
 - ・市民・事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めてください。
 - ・市民・事業者は、子どもに虐待や体罰をしたり、過度なストレスを与えたりしてはいけません。
 - ・事業者は、従業員が安心して子どもを養育できるよう、十分に配慮及び支援しなければなりません。
 - ・市民・事業者が子どもの権利を保障する活動に対して、市は必要な支援に努めます。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等

市が行う子どもの権利に関する基本的な施策について、次のとおり規定しています。

普及啓発	市が普及啓発に努めるだけでなく、家庭、子ども関係施設、地域で、子どもの権利の学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めたり、市民や事業者などに研修等の機会を提供したりします。
意見表明等 機会の確保	子どもが市の施策に意見を表明する機会と社会参加する機会の確保に努めます。
子ども会議	市の施策について子どもの意見を求めるため、子ども会議を設置することができます。会議は子どもが主体で、市長に意見を提出でき、市長はその意見を尊重します。
保護者への 支援	生まれた世帯によって子どもの成長・発達に不利益が生じないよう、保護者・子どもの支援に努めます。また、子育てに困難を抱える世帯の把握に努め、必要な支援を行います。
育ちの支援	子どもの成長・発達のための体験・交流、文化的・芸術的な活動、運動・余暇を促進します。子どもが安心して過ごせる居場所を確保します。子どもが必要かつ適切な医療・福祉を受けられるよう子ども・保護者を支援します。
虐待・体罰 等の防止	虐待、体罰、いじめ等を防止します。また、相談・通報しやすい環境の整備に努めます。
連携	市、子ども関係施設、事業者との連携・協働に努めます。相互連携を支援します。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済及び回復

権利の侵害を受けた子どもが気軽に相談することができ、権利の侵害から救済するための機関として『子どもの権利擁護委員』を設置します。

- 子どもの権利擁護委員の目的
権利の侵害を受けた子どもに、迅速かつ適切に対応し、権利侵害からの救済を図り、権利の回復を支援します。
- 子どもの権利擁護委員の体制
 - ・擁護委員は非常勤で3名以内。委員の選任・解任には議会の議決が必要です。
 - ・市や市教育委員会からの独立性を尊重した機関とします。
 - ・委員の他に常勤の相談員を置きます。相談員は子どもの代弁者（アドボケイト）として、子どもの気持ちや思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性を尊重し、能力が最大限発揮されるよう、必要な助言や支援を行います。